



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

267	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	1
268	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	2
269	生活保護法による医療機関の指定	(").....	2
270	生活保護法による施術機関の指定	(").....	2
271	社会福祉士及び介護福祉士法による登録特定行為事業者の登録	(障害福祉課).....	3
272	保安林予定森林	(森林整備課).....	3
273	保安林の指定施業要件変更予定	(").....	3
274	公共測量の終了	(技術調査課).....	4
275	〃	(").....	4
276	〃	(").....	4
277	〃	(").....	4
278	道路の区域変更	(道路保全課).....	4
279	〃	(").....	5
280	〃	(").....	5
281	道路の供用開始	(").....	6
282	急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課).....	6

○ 選挙管理委員会告示

*34	平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正	7
-----	--	-------	---

○ 公告

	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課).....	8
	〃	(").....	8

告 示

和歌山県告示第267号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成26年4月25日まで縦覧に供する。

平成26年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日
平成26年2月25日
- 2 名称
特定非営利活動法人ワンダブル二度目の命
- 3 代表者の氏名

芦原晏彦

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市万町25番地 フューチャー本町

5 定款に記載された目的

この法人は、愛犬家に対して住居の都合により犬が飼えなくなった時や飼主が年老いて飼えなくなった時捨て犬や保健所での処分等で犬の生命を断つことを止め、犬の生命の保護、愛護に努めると共に人と犬の絆を深め人間と犬の共生を通して社会を豊かにすることを目的とする。

又、災害救助犬の育成・活用による災害時の人命救助に努める。

セラピー犬の育成活動を通して子供、老人（独居）に対して、人間と犬とのふれあいによる心の癒しから社会貢献してゆくことを目指します。

和歌山県告示第268号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年3月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
田医 95-3	医療法人立石内科循環器科	田辺市東陽37-16	平成 25. 12. 31
新薬 19-15	ひかり調剤薬局新町店	新宮市新町3-2-15	平成 26. 1. 31

和歌山県告示第269号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年3月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
新薬 30-25	ひかり調剤薬局新町店	新宮市新町3-2-15	平成 26. 2. 1

和歌山県告示第270号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年3月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
紀柔 14-25	大西宏幸	大西鍼灸整骨院	紀の川市貴志川町長山277-108	平成 26. 1. 30

和歌山県告示第271号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者を次のとおり登録したので、同法附則第20条第2項において準用する同法第48条の8の規定に基づき公示する。

平成26年3月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録番号	事業所の名称	事業所の所在地	実施する特定行為の種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	登録年月日
302100038	ホームヘルパー雪うさぎ	和歌山市和佐関戸228-1	口腔内の喀痰吸引 気管カニューレ内部の喀痰吸引	合同会社雪うさぎ	和歌山市和佐関戸228-1	平成26.3.1

和歌山県告示第272号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年3月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市鮎川字小川3726の1、3727から3729まで

2 指定の目的 水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備えて縦覧に供する。）

和歌山県告示第273号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年3月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第274号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき伊都振興局建設部長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成26年3月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（道路3次元データ計測）
- 2 作業期間 平成25年6月10日から同年8月18日まで
- 3 作業地域 和歌山県橋本市の一部、伊都郡かつらぎ町の一部、伊都郡九度山町の一部、伊都郡高野町の一部

和歌山県告示第275号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき那賀振興局建設部長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成26年3月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（道路3次元データ計測）
- 2 作業期間 平成25年6月25日から同年10月2日まで
- 3 作業地域 和歌山県紀の川市、岩出市内一円

和歌山県告示第276号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき海草振興局建設部長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成26年3月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（道路3次元データ計測）
- 2 作業期間 平成25年7月9日から同年10月12日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市内一円

和歌山県告示第277号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき古座川町長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成26年3月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（道路3次元データ計測）
- 2 作業期間 平成25年12月27日から平成26年2月19日まで
- 3 作業地域 和歌山県東牟婁郡古座川町の一部

和歌山県告示第278号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告

示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年3月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
海南市重根字伏山1979番1地先から同市沖野々字越前27番2地先まで	旧	5.70 } 24.17	2,702.86	阪井橋 L=12.30 一般国道424号との重用延長466.50メートルを含む。
同上	新	5.70 } 24.17	2,702.86	阪井橋 L=12.30 一般国道424号との重用延長466.50メートルを含む。
海南市重根字伏山1979番1地先から同市沖野々字越前29番2地先まで	新	20.20 } 83.07	3,167.32	一般国道424号との重用延長642.42メートルを含む。

和歌山県告示第279号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年3月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市木津字鴻ノ巣221番1地先から同市沖野々字越前43番3地先まで	旧	2.68 } 24.17	1,389.07	一般国道370号との重用延長466.50メートルを含む。
同上	新	2.68 } 24.17	1,389.07	一般国道370号との重用延長466.50メートルを含む。
同上	新	13.35 } 38.30	980.95	一般国道370号との重用延長642.42メートルを含む。

和歌山県告示第280号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年3月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 芳養清川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市芳養松原二丁目1569番1地先から同市芳養松原二丁目1527番1地先まで	旧	11.86 } 14.22	79.86	
同上	新	12.76 } 14.90	79.86	

和歌山県告示第281号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年3月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 芳養清川線

供用開始の区間 田辺市芳養松原二丁目1469番12地先から同市芳養松原二丁目1527番1地先まで

供用開始の期日 平成26年3月15日 午後3時

和歌山県告示第282号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成26年3月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 伊藤川4地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から7号までを順次結んだ線及び標柱1号と7号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	日高郡	日高川町	伊藤川	壽源藏	103番1	
2号	〃	〃	〃	坂ノ上	199番1	
3号	〃	〃	〃	堂ノ向	197番	
4号	〃	〃	〃	辻	98番	
5号	〃	〃	〃	壽源藏	100番	
6号	〃	〃	〃	〃	101番	
7号	〃	〃	〃	〃	102番	

- 2 汐入地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から7号までを順次結んだ線及び標柱1号と7号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	東牟婁郡	太地町	森浦	汐入	597番1	
2号	〃	〃	〃	〃	588番1	
3号	〃	〃	〃	寺ノ下	533番3	
4号	〃	〃	〃	〃	524番2	
5号	〃	〃	〃	汐入	555番1	
6号	〃	〃	〃	〃	555番1	
7号	〃	〃	〃	〃	555番1	

3 大沼3地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から11号までを順次結んだ線及び標柱1号と11号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	東牟婁郡	北山村	大沼	上里	139番	
2号	〃	〃	〃	湯ノ谷	467番5	
3号	〃	〃	〃	〃	465番	
4号	〃	〃	〃	〃	462番	
5号	〃	〃	〃	津越	457番6	
6号	〃	〃	〃	上里	42番1	
7号	〃	〃	〃	〃	77番	
8号	〃	〃	〃	〃	83番	
9号	〃	〃	〃	〃	106番	
10号	〃	〃	〃	〃	120番	
11号	〃	〃	〃	〃	126番1	

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第34号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部を次のように改正する。

平成26年3月14日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

第5項の表中

医療法人史の会老人保健施設 松 寿 苑	和歌山市北ノ新地裏田町1番地の1	を
医療法人史の会介護老人保健 施設 松 寿 苑	和歌山市北ノ新地裏田町1番地の1	に改める。

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年3月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画道路（3・7・39号北島湊線）
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年3月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画緑地（2号紀の川緑地）
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課